

2018年度同志社大学大学院司法研究科  
後期日程入学試験問題解説  
民事訴訟法

【問題解説】

本年度後期日程の民事訴訟法の問題は、簡単な設例をもとに、原告によって定立された訴訟物の請求原因事実とそれに対する被告の認否に関する問題を通じて、民事訴訟法の基本的な概念、論点を正確に理解しているかを問うものである。

まず、問(1)では、本件訴訟における訴訟物とその請求原因について説明を求めるものである。設例では当初の請求として、所有権に基づく返還請求権としての甲土地の明渡請求権1個と、訴えの追加的変更後の請求として、不法行為に基づく損害賠償請求権1個が訴訟物となる。前者の請求原因事実は、X所有およびY占有である。そして、X所有については、問(2)、および問(3)とも関連するが、Yの争い方如何により、Aが甲土地をもと所有していたこと、およびXがAから売買によって甲土地を取得したことが請求原因事実となる。後者の請求原因事実は、民法709条により、所有権の存在、Yによる使用・占有、Yの故意、賃料相当損害金、損害がYの所有権侵害を理由とすること、である。

次に、問(2)では、請求原因事実のうち、XがAから売買によって甲土地を取得したことについて、Yが認める旨の陳述をした場合に自白が成立するか、自白が成立した場合にどのようなときにその撤回ができるかを説明することが求められている。前段では、問(1)で整理したように、当該事実が物権的請求権の発生を基礎づける権利根拠事実(主要事実)にあたることを踏まえて、弁論主義の第二テーゼにより、Yの陳述に自白が成立することを、その要件に触れつつ論ずることになる。後段では、自白の拘束力のうち不可撤回効が生ずることを指摘した上で、その撤回要件を論ずることになる。

最後に、問(3)では、請求原因事実のうち、X所有について、YがXの所有権を認める旨の陳述をした場合に自白が成立するか、自白が成立した場合にどのようなときにその撤回ができるかを説明することが求められている。前段では、所有権を認める旨の陳述が権利自白にあたるが、X所有という要件の証明が困難であることなどの理由によって、例外的に裁判上の自白に相当する拘束力が認められることを論ずることになる。その上で、後段では、権利自白についても不可撤回効が認められるか、認められるとして、問(2)で述べることになる反真実の証明の要件が妥当するかどうか、ということ論ずることになる。